

第 3 7 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書（以下これらを「本件各行政文書」という。）を一部公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 令和 2年 4月 7日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 別紙不動産目録記載の建物①（以下「本件建物①」という。）の、駐車場部分（以下「本件駐車場部分」という。）及び駐車場部分以外の部分の固定資産税について、平成31年度にかかる賦課期日における評価価格を決定した根拠となるもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て（該当する評価基準ないし評価要領の記載を含む）。（以下「本件公開請求①」という。）

(2) 本件建物①の一部につき、平成17年 3月18日貴市を立会人、当社を賃貸人、法人Aを賃借人として締結された建物賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）の賃料について、平成23年、平成27年の二度の賃料改定において、値下げを行った経緯や、当該賃料改定に関する貴市住宅都市局と法人Aとの間のやりとりに関する全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て。（以下「本件

公開請求②」という。)

(3) 別紙物件目録記載の建物②（以下「本件建物②」という。）につき、平成30年 1月31日貴市を譲渡人、当社を譲受人として締結された売買契約（以下「本件売買契約」という。）以前の、本件建物①に関する当社と貴市住宅都市局との交渉、一般競争入札（入札日を平成29年12月13日とする有松駅前第 1種市街地再開発事業保留床売払いに関する一般競争入札）に至った経緯、入札までの当社と貴市住宅都市局の担当者との連絡など当社と貴市住宅都市局との間のやりとりに関するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て。

(4) 本件売買契約後から現在に至るまでの本件駐車場部分を含む本件建物①の固定資産税に関する事項についての、当社と貴市住宅都市局とのやり取りに関するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て。（以下「本件公開請求③」という。）

(5) （B氏がかかわった）本件建物①に関する当社と貴市住宅都市局とのやり取りに関するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て。

(6) 有松駅第 1種市街地再開発事業の保留床であった本件建物②の売払いの貴市の当初見通し、計画に関するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て。（以下「本件公開請求④」という。）

(7) 当社との折衝の担当職員がかかわった本件建物①に関する当社と貴市住宅都市局とのやり取りに関するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て。

2 同月14日、実施機関は、具体的な対象期間及び対象範囲の指定がないこと

等から、公開請求に係る行政文書を特定できないとして、補正依頼を行った。

- 3 同年 5月11日、上記 2の補正依頼に対し、審査請求人は、上記 1 (3) 、 (5) 及び (7) について、次のとおり補正した。

- (1) 上記 1 (3) について

別紙物件目録記載の建物②（以下「本件建物②」という。）につき、平成30年 1月31日貴市を譲渡人、当社を譲受人として締結された売買契約（以下「本件売買契約」という。）以前で、かつ、平成28年 6月の本件建物①の事務所棟・住宅等の一般競争入札後の、本件建物①に関する当社と貴市住宅都市局との交渉、一般競争入札（入札日を平成29年12月13日とする有松駅前第 1種市街地再開発事業保留床売払いに関する一般競争入札）に至った経緯、入札までの当社と貴市住宅都市局の担当者との連絡など当社と貴市住宅都市局との間のやりとりに関するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て。（以下「本件公開請求⑤」という。）

- (2) 上記 1 (5) について

B氏が当社の常務取締役役に就任していた期間に、本件建物①にかかる固定資産税に関する、当社と貴市住宅都市局とのやり取りに関するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て。（以下「本件公開請求⑥」という。）

- (3) 上記 1 (7) について

当社による固定資産税の問い合わせに対応した担当職員や本件売買契約締結、取締役会、株主総会に関する当社と貴市住宅都市局との、平成 28 年 6 月から現在に至るまでの、やり取りに関するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、会議等の出席者の報告に関する資料、経緯に関する文書、決裁文書なども含め関連するもので所有しているもの全て。（以下「本件公開請求⑦」という。）

- 4 同年 7月31日、実施機関は、本件公開請求③に対して、別表に掲げる本件行政文書①から⑫までを特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

5 同年 9 月 1 日、実施機関は、本件公開請求⑦に対して、別表に掲げる本件行政文書⑬から⑳までを特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

6 同年 10 月 28 日、審査請求人は、本件処分①及び②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。なお、本件公開請求のうち、本件各処分のほかに、本件公開請求①については公開決定、本件公開請求②、④及び⑤については一部公開決定、⑥については非公開決定を行っているが、審査請求①及び②は、本件処分①及び②に対して行われたものである。

（本件公開請求①及び⑤の別紙には、土地並びに本件建物①及び②に関する物件の所在地等の情報が記載されている。）

第 4 実施機関の主張

1 審査請求①について

(1) 決定通知書によると、実施機関は、審査請求①の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当

当該行政文書に記載された取締役会参加者の氏名は、特定の個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。

イ 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当

当該行政文書に記載された取締役会の議事内容及び採算状況等は、企業の内部に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるものであるため、非公開とします。

ウ 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当

当該行政文書に記載された議事録における出席者の氏名及び議事の内容等は、公にすることにより、適正な議論が阻害され、当該事業の公正又は適正な遂行に支障をおよぼす恐れがあると認められるものであるため、非公開とします。

(2) 上記 (1) に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

ア 本件処分①において、条例第 7条第 1項第 1号に該当とした情報は、取締役会に参加した取締役以外の個人の役職及び氏名に関する情報である。これらは、当該取締役会に任意で同席した個人に関する情報であり、「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいと認められるもの」であるから、当該情報を非公開としたものである。したがって、「特定の個人を識別することができるもの」を非公開とすれば足りるはずである。」とする審査請求人の主張以上に非公開の範囲を広く解釈したものではなく、本件処分に対する当該主張は失当である。

イ 本件処分①において、条例第 7条第 1項第 2号に該当とした情報は、収入支出明細上の具体的な金額の表記、法人の経営状況を示唆する文言が含まれる項目名及び非公表を前提とした取締役会における打ち合わせ記録といった、企業の内部管理に関する情報である。なお、会社法上の「取締役会の議事録」は、社内の重要事項の意思決定等に関する情報が含まれており、当該文書の開示も株主、債権者、親会社社員に限定される等、当該団体のコントロール下におかれ、意図せず公表されることのない「事業活動を行う上での内部管理に関する情報」であり、市が作成した「打ち合わせ記録」は、会社法上の「取締役会の議事録」ではないが、上記内容を含むものである。以上のことから、これらの情報は、「公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるもの」であるから、当該情報を非公開としたものである。

また、審査請求人は「本件のように不利益を受ける法人による情報公開請求である場合には、当該不利益を甘受しようとするものと解すべきである」と主張するが、同号の判断は「公にすることにより」不利益を与えると認められるものであるかどうかにより行われるものであるところ、一般に、自己情報の公開請求を行うことが、請求した情報が「公になる」ことまでを許容したものと解することはできない。また、仮に自己情報の公開についての同意があったとしても、審査請求人が主張する条例第 8条に基づく裁量的公開が実施機関に義務付けられていると解することはできない。したがって、請求者が誰であるかは条例第 7条第 1項第 2号の判断に影響を与えないため、審査請求人の主張は本件処分を覆すものではない。

ウ 本件処分①において、条例第 7条第 1項第 5号に該当とした情報は、実施機関が行った本件事業に関して、関係権利者等との間で行われた個

別具体的な交渉に係る、会議等参加者の氏名及び役職、場所（参加者を特定することができるものに限る。）並びに議事内容等である。当該事業における個々の関係権利者等との各種交渉の内容等は公開・公表を予定しているものではなく、仮にこれらの情報を広く公開の対象としてしまうと、参加の事実や発言内容の公表を恐れた会議等参加者の心理的委縮を招くこととなり、今後、実施機関が行う市街地再開発事業に係る交渉事務における適正な発言、意見交換が阻害されるおそれがあることから、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、当該支障は法的保護に値する蓋然性が認められることから、当該情報を非公開としたものである。

2 審査請求②について

(1) 決定通知書によると、実施機関は、審査請求②の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

ア 条例第 7条第 1項第 1号に該当

当該行政文書に記載された氏名及び印影等は、特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。

イ 条例第 7条第 1項第 2号に該当

当該行政文書に記載された法人の印影及び議事内容等は、企業の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるものであるため、非公開とします。

(2) 上記 (1) に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

ア 本件処分②において、条例第 7条第 1項第 1号に該当とした情報は、金融機関担当者の氏名、個人の印影並びに取締役会に任意で同席した取締役以外の個人の役職及び氏名に関する情報である。これらの情報は、「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」であるから、当該情報を非公開としたものである。したがって、「特定の個人を識別することができるもの」を非公開とすれば足りるはずである。」とする審査請求人の主張以上に非公開の範囲を広く解釈したものではなく、本件処分に対する当該主張は失当である。

イ 本件処分②において、条例第 7条第 1項第 2号に該当とした情報は、法人の印影及び非公表を前提とした取締役会における打ち合わせ記録といった、企業の内部管理に関する情報である。なお、会社法上の「取締役会の議事録」は、社内の重要事項の意思決定等に関する情報が含まれており、当該文書の開示も株主、債権者、親会社社員に限定される等、当該団体のコントロール下におかれ、意図せず公表されることのない「事業活動を行う上での内部管理に関する情報」である。市が作成した「打ち合わせ記録」は、会社法上の「取締役会の議事録」ではないが、上記内容を含むものである。以上のことから、これらの情報は、「公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるもの」であるから、当該情報を非公開としたものである。

また、審査請求人は「本件のように不利益を受ける法人による情報公開請求である場合には、当該不利益を甘受しようとするものと解すべきである」と主張するが、同号の判断は「公にすることにより」不利益を与えると認められるものであるかどうかにより行われるものであるところ、一般に、自己情報の公開請求を行うことが、請求した情報が「公になる」ことまでを許容したものと解することはできない。また、仮に自己情報の公開についての同意があったとしても、審査請求人が主張する条例第 8条に基づく裁量的公開が実施機関に義務付けられていると解することはできない。したがって、請求者が誰であるかは条例第 7条第 1項第 2号の判断に影響を与えないため、審査請求人の主張は本件処分を覆すものではない。

ウ 審査請求人は、「公開請求の対象とされるべき文書が、公開請求の意図を限定的に解釈されており、対象とされていない文書が存在する可能性が大きい。」「実施機関との間で、平成28年 6月以降、何度も繰り返し打ち合わせを行ってきたのであり、かかる打ち合わせ記録は存在する。」と主張しているが、まず本件処分の前提として、本件処分②に際しては、特定した文書のうちから、既に本件処分①において一部公開決定済みであったものと重複する文書を除いて一部公開決定したものである。この点、本件処分②における記載が誤解を招くものであったことは認めないが、本件が全 7項目にわたる一の行政文書公開請求であることから、当該重複文書について二重に一部公開決定を行う意義は乏しいから、本件処分の適否及び一部公開決定を行った行政文書の範囲には影響を及ぼさない。

エ 打ち合わせ記録は、実施機関の担当職員が聞き取りの記録、今後の対応の検討の資料とすることを目的として作成し、組織内において保管するに至ったものである。よって、当該情報は担当職員自身の判断により任意で作成及び保管されたものであり、仮に審査請求人が主張するような打ち合わせの事実があったとしても、実施機関は、必ずしも全ての対応、打ち合わせに際して記録を作成し、保管しているものではなく、そのような義務も存在しない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

- (1) 本件各処分 of 取消しを求めるものである。
- (2) 本件各行政文書以外に文書を追加特定し、公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号について

ア 本件各行政文書のいずれとの関係でも、「特定の個人を識別することができるもの」を非公開とすれば足りるはずである。

イ 最三小判平成 15 年 11 月 11 日（民集 57・10・1387）は、大阪市公文書公開条例第 6 条第 2 号では、「個人に関する情報」について、「法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、同条第 2 号の非公開情報にあたらぬと解すべきである。そして、このような情報には、法人等の代表者またはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解するのが相当。」と示しており、取締役以外の者について、「これに準ずる地位にある者」の情報は、個人情報にあたらぬ。個人情報については非公開情報と既定する条例第 7 条第 1 項第 1 号についても同様に解すべきであるところ、本件においても、取締役以外の者でも、これに準ずる地位にある者で、取締役会に参加している者の氏名等は同号に該当しないというべきである。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号について

ア 同号の「不利益を与える」と認められるものについて、名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱（以下「要綱」という。）からすると、同号は法人等の事業活動の不利益を考慮しているが、本件のように不利益を受ける法人による情報公開請求である場合には、当該不利益を甘受しようとするものと解すべきである。同号の趣旨からすると、本件各行政文書について該当するとすべきではない。

イ 条例第 7条第 1項柱書により、公開が原則であり、法人による同意があり上記のとおり不利益を与えるものではないから、公開条例第 8条により、裁量的に公開が認められるべきである。

ウ 最高裁平成13年11月27日（裁判集民 203号 783頁）では、「法人に不利益を与えることが明らかであると認められる情報とは、当該情報が開示されることによって当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すべきであり、そのことが客観的に明らかでなければならない。」と判示されている。

エ 名古屋地判平成18年10月 5日（判タ1266号 207頁）では、「行政機関情報公開法（以下「法」という。）第 5条第 2号（法人情報）該当性判断に関して、法人やそれが属する業界の多種、多様な種類、業態、性格、商圈その他の諸要素を勘案し、当該法人について問題となる利益の内容、性質をも考慮した上、それに応じて、当該法人の権利の保護の必要性の内容、程度等の諸事情を検討して行う必要がある。」と判示している。条例第 7条第 1項第 2号においても、上記諸事情を検討して判断すべきである。本件は、固定資産税が賃料を超え逆ざや状態になっていること自体を説明するための採算状況を示すものであり、審査請求人の経営状況全体を公開しているわけでない。また、審査請求人の業務に何ら支障を生じさせることとはならず、むしろ審査請求人は、それを容認した上で情報公開請求をしているのであって、審査請求人と実施機関のやりとりを公開することこそ審査請求人の利益にかなうものである。

オ 本件は、法人情報について、法人本人が公開を求める事案であるが、要綱では、個人情報に関して、自己情報の公開請求があった場合においても、本人以外の者から当該情報の請求があった場合と同様に扱うものとする規定しているが、法人情報については、そのような規定がなく、当該法人から事情を聴取する等した上で判断するとされていることを鑑

みると、法人たる審査請求人の公開に対する意見は、条例第 7条第 1項第 2号該当性を判断する上で、重要な考慮事項というべきである。

実施機関は、「請求者が誰であるかは条例第 7条第 1項第 2号の判断に影響を与えない」と述べているが、考慮すべき事項を考慮していないといえる。審査請求人は、公にすることを承諾しており、公にすることによる不利益を受けることを甘受している。したがって、同号には該当しないというべきである。

カ 情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益と、公開することによる公益とを比較衡量すると、本件では公開することの公益の方が大きいといえる。本件売買契約において、実施機関は、本件建物における固定資産税の問い合わせがあったにもかかわらず、対応を怠ったため被害を被っている。実施機関の一連の対応を明らかにし、手続きの公正さが確保されるべきである。公開されることは、現在・将来の再開発事業にかかる利害関係人の公益にも資する。したがって、条例第 7条第 1項第 2号には該当しない。また、仮に該当するとしても、条例第 8条により裁量的公開をすべきである。

(3) 審査請求①について、上記 (1) 及び (2) に加えて、審査請求人は、おおむね次のとおり主張している。

条例第 7条第 1項第 5号について

ア 同号にいう「支障」は、実質的・具体的である必要があり、おその程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護の値する蓋然性が認められるものに限られる。

イ 本件公開請求①について、公開を求めるのは、第一種市街地再開発事業の保留床の売買がなされた後の、審査請求人と実施機関とのやりとりを含む会議の議事内容等であるところ、同事業に係る保留床売買はすでに終了しており、そもそも支障が生ずるとされる「事務又は事業」あるいは「交渉」はすでに終了している。また、同様の保留床売買が今後反復継続して行われることもない。したがって、会議等への参加の事実や発言内容が公表されることで、参加者に心理的委縮が生じることはない。

(4) 審査請求②について、上記 (1) 及び (2) に加えて、審査請求人は、おおむね次のとおり主張している。

ア 情報公開請求に対して、適切に対象文書が特定されなければ、公開・

非公開の判断以前に公開は実現しない。実際には、国や地方公共団体において、適切に対象文書の特定がされていないとして、情報公開審査会が答申において追加特定を求めることがしばしば生じている。

内閣府審査会答申平成26年度行情第 202号では、文書を追加特定した上、付言で「開示請求において求められている情報が複数の文書に記載され、かつ、その記載内容が重複していたとしても、開示請求内容に合致する行政文書はすべて特定し、開示決定等をすべきである。」としており、本件においても対象とされていない文書が存在する可能性が大きい。

イ 本件処分②では、打ち合わせ記録として、平成30年12月14日から令和元年 8月14日までの期間の 4回の打ち合わせ記録が公開されているのみであり、それ以前の打ち合わせ記録が不存在とされている。しかし、本件処分①では、平成30年 6月頃から令和元年12月18日までの期間で、 9回打ち合わせがなされ、その打ち合わせ記録の一部につき公開されている。

実施機関との間で、平成28年 6月以降、何度も繰り返し打ち合わせを行ってきたのであり、係る打ち合わせ記録は存在する。しかし、本件処分②では、平成28年 6月から平成30年12月までの期間の打ち合わせ記録が不存在とされている。存在するはずの行政文書について不存在とする本件処分②は、事実を誤認して違法であり、取り消さなければならない。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 4点が争点になっている。

- (1) 本件行政文書⑫、⑳、㉒、㉔及び㉖に記載された取締役会等に参加した取締役以外の参加者名及び役職（以下「本件情報①」という。）、本件行政文書⑬及び⑮に記載された金融機関の担当者名（以下「本件情報②」という。）並びに本件行政文書⑰、㉓及び㉕に記載された取締役の自宅住所及び個人印影（以下「本件情報③」という。）が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件行政文書②、⑤及び⑥に記載された収入支出明細上の具体的な金額や法人の経営状況を示唆する文言が含まれる項目名（以下「本件情報④」という。）、本件行政文書⑫、⑳、㉒、㉔及び㉖に記載された取締役会等の議事内容（以下「本件情報⑤」という。）並びに本件行政文書⑬、⑭、⑯

から⑱及び㉑に記載された法人印影（以下「本件情報⑥」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か（以下「争点②」という。）。

(3) 本件行政文書①、③、④及び⑦から⑪に記載された打ち合わせの参加者及び議事内容等（以下「本件情報⑦」という。）が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か（以下「争点③」という。）。

(4) 本件各行政文書の他に対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在するか否か（以下「争点④」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 当審査会が調査したところ、本件について次の事実が認められる。

(1) 市街地再開発整備事業について

耐火建築物が少なく、土地利用が細分化され、公共施設が不十分である等、市街地の改造、更新が必要な地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として、建築物及び建築敷地の整備と公共施設の整備とを一体的に実施する事業のことであり、権利変換方式による「第一種市街地再開発事業」と管理处分方式による「第二種市街地再開発事業」とに分けられる。「第一種市街地再開発事業」と「第二種市街地再開発事業」の概要は以下のとおりである。

ア 第一種市街地再開発事業

従前の土地・建物の所有者等に、従前資産評価に見合う再開発ビルの床（これを「権利床」という。）を与えると同時に、土地の高度利用によって生み出される新たな床（これを「保留床」という。）を処分することにより、事業費をまかなうもの。

イ 第二種市街地再開発事業

保留床の処分によって事業費をまかなう点では第一種と同じだが、い

ったん施行区域内の土地・建物等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者は、希望すれば従前の権利に見合った再開発ビルの床を取得することができるもの。

(2) 有松駅前第一種市街地再開発事業について

有松駅を基点に都市計画道路有松線・大将ヶ根線・東丘線に囲まれた地区を対象に実施した第一種市街地再開発事業（以下「本件事業」という。）である。本件事業における保留床の一部は、一般競争入札により売払われている。

(3) 本件各行政文書について

本件行政文書①から⑯は、実施機関と審査請求人である法人Cとの打ち合わせの記録、法人Cの取締役会等における議事録並びに法人Cが本市から一般競争入札（以下「本件入札」という。）により購入した保留床を含む商業床採算状況及び保留床に係る決裁等である。

4 争点①について

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①について

ア 本件情報①は、取締役会等に参加した取締役以外の参加者名及び役職であり、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。そして、この情報は、勤務先やそこでの役職を明らかにするものであり、一般人の感受性を基準として判断すると通常他人に知られたくない情報であると認められる。

イ なお、審査請求人は、上記第 5 2 (1) イのとおり、最三小判平成15年11月11日（民集57・10・1387）に照らし、取締役に準ずる地位にある者の氏名等は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当しないと主張している。この点について、当該判例を確認したところ、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）の代表者若しくはこれに準ずる地位にある

者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、大阪市公文書公開条例（昭和63年大阪市条例第11号）第6条第2号にいう「個人に関する情報」に当たらない。」とされており、取締役に準ずる地位にある者の氏名等が条例第7条第1項第1号にあたらないと解することはできず、この主張を採用することはできない。

ウ 以上のことから、本件情報①は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

(3) 本件情報②について

ア 本件情報②は、保証金納付書及び領収書に記載された金融機関の担当者名であり、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。そして、この情報は、個人の氏名を明らかにするものであり、一般人の感受性を基準として判断すると通常他人に知られたくない情報であると認められる。

イ 以上のことから、本件情報②は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

(4) 本件情報③について

ア 本件情報③は、取締役の自宅住所及び個人印影である。本件情報③のうち、取締役の自宅住所は、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。そして、この情報は、私生活を営む場所を明らかにするものであり、一般人の感受性を基準にして判断すると通常他人に知られたくない情報であると認められる。

イ また、本件情報③のうち取締役の個人印影は、公開された取締役の氏名の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別できる情報であると認められる。そして、この情報が取締役就任承諾書等に記載されていることに鑑みると、私生活において銀行の届出印等に使用している可能性があり、これを公開すれば不測の事態が生ずるおそれがあることは否定できないところであり、一般人の感受性を基準として判断すると通常他人に知られたくない情報であると認められる。

ウ 以上のことから、本件情報③は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 争点②について

(1) 条例第 7条第 1項第 2号について

本号は、法人等又は個人事業者の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等又は個人事業者にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報④について

ア 本件情報④は、法人Cが本市より購入した商業床（本件事業における保留床を含む。）の収入支出等の明細であり、法人に関する情報であることは明らかである。

イ 当審査会において本件行政文書②、⑤及び⑥を見分したところ、月額賃借料収入や費用支出月額の詳細な金額や法人の経営状況を示唆する文言を含む項目名が記載されていることが認められる。これらの情報は、当該法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、公にすることにより当該法人の経営状況が明らかになる等、当該法人の事業運営に支障をきたす情報であると認められる。

ウ ただし、本件情報④のうち、購入価格については、本件行政文書⑩のうちの契約書において公開されており、また、年間保険料、共益費・管理費等及び修繕積立金については、本件入札の入札案内書において公表されていることから、既に公知の情報であると認められ、当該法人の事業運営に支障をきたす情報であるとは認められない。

エ 以上のことから、本件情報④のうち、契約書や入札案内書により公開されている部分については、条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められないが、その他の部分については、同号に該当すると認められる。

(3) 本件情報⑤について

ア 本件情報⑤は、法人Cの取締役会等における議事内容であることから、法人に関する情報であることは明らかである。

イ 当審査会において本件行政文書⑫、⑳、㉒、㉔及び㉖を見分したところ、当該法人の決算状況や重要事項の意思決定等にかかる情報が記載されていると認められる。これらの情報は、当該法人の内部管理情報であり、公にすることにより当該法人の経営状況や事業方針が明らかになる等、当該法人の事業運営に支障をきたす情報であると認められる。

ウ 以上のことから、本件情報⑤は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

(4) 本件情報⑥について

ア 本件情報⑥は、法人Cの法人印影であることから、法人に関する情報であることは明らかである。

イ 通常、法人等の印影は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であると考えられるが、例えば、不特定多数の顧客に提供する請求書に押されている印影等のように、外部に開示して使用することが予定されているものについては、これを公開しても、当該法人等の正当な利益を害しないと考えられる。

ウ しかし、法人等の印影の性質、形状、使用されている状況等によっては、当該法人の正当な利益を害することも考えられ、法人等の印影を公開するか否かについては、当該印影の性質等から、これを公開した場合に当該法人等の事業運営に支障をきたすかどうかを個別に判断する必要がある。

エ これを本件についてみると、本件印影情報は、契約書や入札保証金申出書及び保証金納付書等に記載された情報であり、不特定多数の者に配布される性質のものではないと認められる。

オ したがって、本件情報⑥を公にすることにより、法人の印鑑が偽造されるおそれがある等、当該法人の事業運営に支障をきたす情報であると認められる。

カ 以上のことから、本件情報⑥は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

(5) 審査請求人は、条例第 7 条第 1 項第 2 号の該当性の判断にあたっては、情報を公開する場合に生ずる事業活動の不利益と公開することによる公益とを実施機関において比較衡量する必要がある旨を主張しているので、以下検討を行う。

ア 審査請求人は、公開することによる公益について、本件事業における不公正な実施機関の対応を明らかにし、手続きの公正さが確保されるべきとした上で、審査請求人の利益、ひいては、現在・将来の名古屋市の第一種市街地再開発事業にかかる利害関係人の公益にも資する旨を主張している。

イ しかし、上記の審査請求の主張は、具体性に欠け、必ずしも公益性が高いとは言えない。一方で、公開することによる不利益は上記 (2) から (4) で判断したとおりであり、審査請求人が主張する公益性と比較衡量してもなお、公開することによる不利益が高いと言える。

ウ したがって、本件情報④のうち、契約書や入札案内書により公開されている部分を除く情報、本件情報⑤及び⑥は同号に該当すると認められる。

(6) なお、審査請求人は、上記第 5 2 (2) のとおり、法人の自己情報であることを理由に、本件情報④から⑥を公開するようを求めているが、条例で定める行政文書公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であることから、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかは考慮されず、一律に実施すべきものと解される。

また、条例は、請求者が本人であることの確認手続等特段の規定を設けていないことから、請求者本人からの自己情報に関する公開請求について、公開・非公開の判断に関して特別に考慮することを予定していない趣旨であると解される。

したがって、法人の自己情報についての公開請求であったとしても、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) また、審査請求人は、条例第 8 条の適用についても主張しているので、以下検討を行う。

ア 本条は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されていても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由がある

と認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものであるが、上記（5）のとおり、公開することによる不利益が公開することによる公益よりも高く、また、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるに足りる特段の事情も見受けられない。

イ したがって、実施機関が、条例第 8 条を適用しなかったことについて、特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

6 争点③について

(1) 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報⑦について

ア 本件情報⑦は、市街地再開発事業に関して、実施機関と法人Cとの間で行われた打ち合わせの記録であり、打ち合わせの参加者名及び役職並びに議事内容等が記載されており、本市の事務又は事業に関する情報であることは明らかである。

イ 市街地再開発事業は、上記 3（1）のとおり、当該事業の性質上、土地や建物の権利者等関係者と調整を重ねながら、事業を進めていく必要があると認められる。

ウ そして、当該事業に係る関係者との交渉等の内容が公になってしまうと、関係者の心理的委縮を招くことになり、適正な発言、意見交換を阻害する等、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、本件情報⑦は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

7 争点④について

(1) 審査請求人は、上記第 5 2（4）のとおり主張している。これは、本件

処分②において、本件処分①で特定した打ち合わせの記録も含めて特定すべきであるという主張（以下「本件主張①」という。）と、打ち合わせの記録として平成28年 6月以降のものが存在しているという主張（以下「本件主張②」という。）と史料されるので、以下検討を行う。

- (2) まず、本件主張①について検討する。本件処分②は本件公開請求⑦に対するものであり、その内容は平成28年 6月から現在に至るまでのやり取りに関するものである。そして、本件処分①において特定された行政文書には、本件公開請求⑦の期間に係る打ち合わせの記録が含まれている。
- (3) この点、実施機関は、本件処分②においては特定した行政文書のうちから既に一部公開決定済みである行政文書を除いており、それは、本件公開請求が全 7項目にわたる一の行政文書公開請求であることから、重複する行政文書について二重に一部公開決定を行う意義は乏しく、本件処分②において特定すべき行政文書の範囲には影響を及ぼさないと主張する。
- (4) 当審査会において本件公開請求書を確認したところ、本件公開請求が全 7項目にわたる一件の公開請求であることが認められる。したがって、実施機関が本件処分②を行うにあたり、特定した行政文書から既に一部公開決定済みである行政文書を除いて決定を行ったことは不合理とまでは言えない。
- (5) 次に本件主張②について検討する。審査請求人は、平成28年 6月から何度も実施機関と打ち合わせをしており、その記録が存在する旨を主張している。
- (6) この点、実施機関は、本件公開請求に係る打ち合わせの記録は、今後の対応の検討の資料とするために作成したものであり、仮に審査請求人が主張するような打ち合わせの事実があったとしても、必ずしもすべての打ち合わせに際しての記録を作成し、保管しているものではなく、そのような義務も存在しないと主張している。
- (7) 一般的に打ち合わせにおいてその記録を作成する義務はなく、当該記録を作成するか否かは実施機関の裁量によるところであり、上記(6)の実施機関の主張に特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

8 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記 4から 7において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年11月20日	諮問書の受理
令和 3年 1月13日	弁明書の写しの受理
2月15日	反論意見書の受理
令和 4年 9月 2日 (第53回第 2小委員会)	調査審議
10月 7日 (第54回第 2小委員会)	調査審議
11月 4日 (第55回第 2小委員会)	調査審議
12月 2日 (第56回第 2小委員会)	調査審議
令和 5年 1月13日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充

別表

本件行政文書	行政文書の名称	実施機関が非公開とした情報	公開すべき情報
①	有松再開発関連打ち合わせ（平成30年 6月13日）	打ち合わせの参加者名及び役職	—
		打ち合わせの議事内容	—
②	ウインハート有松商業床収入支出明細（平成30年 6月30日）	収入支出明細上の具体的な金額や法人の経営状況を示唆する文言が含まれる項目名	—
③	ウインハート有松商業施設について（平成30年 7月 2日）	打ち合わせの参加者名及び役職	—
		打ち合わせの議事内容	—
④	ウインハート有松保留床売却（商業棟）について（平成30年 7月20日）	打ち合わせの参加者名及び役職	—
		打ち合わせの議事内容等	—
⑤	名古屋市から購入の商業床採算状況（修正後）（平成30年 7月20日）	収入支出明細上の具体的な金額や法人の経営状況を示唆する文言が含まれる項目名	左記情報のうち入札購入価格、年間保険料、共益費・管理費等、修繕積立金、小計
⑥	名古屋市から購入の商業床採算状況（平成30年 8月20日）	収入支出明細上の具体的な金額や法人の経営状況を示唆する文言が含まれる項目名	左記情報のうち入札購入価格、年間保険料
⑦	ウインハート有松保留床売却（商業棟）について（平成30年 8月31日）	打ち合わせの参加者名及び役職	—
		打ち合わせの議事内容等	—
⑧	ウインハート有松	打ち合わせの参加者	—

	保留床売却（商業棟）について（平成30年12月 5日）	名及び役職	
		打ち合わせの議事内容等	—
⑨	ウインハート有松について（令和元年 5月14日）	打ち合わせの参加者名及び役職	—
		打ち合わせの議事内容等	—
⑩	ウインハート有松保留床売却（商業棟）について（令和元年 8月13日）	打ち合わせの参加者名及び役職	—
		打ち合わせの議事内容等	—
⑪	打ち合わせ記録【法人C 関連】（令和元年11月 5日）	打ち合わせの参加者名及び役職	—
		打ち合わせの議事内容等	—
⑫	打ち合わせ記録【法人C 第 139会取締役会】（令和元年12月18日）	取締役会に参加した取締役以外の参加者名及び役職	—
		取締役会の議事内容	—
⑬	有松駅第 1種市街地再開発事業に係る保留床売払いについて（平成30年1月12日）	法人印影	—
		金融機関の担当者名	—
⑭	受領書（平成30年1月31日）	法人印影	—
⑮	領収書（平成30年1月31日）	金融機関の担当者名	—
⑯	有松駅第 1種市街地再開発事業に係る保留床売払いについて（平成30年2月 1日）	法人印影	—
⑰	有松駅第 1種市街地再開発事業に係	法人印影	—

	る保留床売払いについて（平成30年2月1日）		
⑱	法人C 取締役就任に関するお願いについて（平成30年4月4日）	法人印影	—
⑲	就任承諾書（平成30年5月18日）	取締役の自宅住所及び個人印影	—
⑳	打ち合わせ記録【法人C取締役会他】（平成30年12月14日）	取締役会等に参加した取締役以外の参加者名及び役職	—
		取締役会等の議事内容	—
㉑	法人C 取締役就任に関するお願いについて（平成31年4月9日）	法人印影	—
㉒	打ち合わせ記録【法人C 第136回取締役会】（平成31年4月15日）	取締役会に参加した取締役以外の参加者名及び役職	—
		取締役会の議事内容	—
㉓	辞任届（平成31年4月15日）	取締役の自宅住所及び個人印影	—
㉔	打ち合わせ記録【法人C 第21回株主総会、第137回取締役会】（令和元年5月20日）	取締役会等に参加した取締役以外の参加者名及び役職	—
		取締役会等の議事内容	—
㉕	就任承諾書（令和元年5月20日）	取締役の自宅住所及び個人印影	—
㉖	打ち合わせ記録【法人C 第138回取締役会】（令和元年8月14日）	取締役会に参加した取締役以外の参加者名及び役職	—
		取締役会の議事内容	—

